



2024年6月25日

各 位

会社名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 利興
コード 3779
問合せ先 業務管理統括本部 部長 丸山 博之
(電話 03-5114-0761)

(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟判決に関するお知らせ

当社の連結子会社であるSmartcon inc. は、2023年7月11日付「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟提起及び仮差押えの決定に関するお知らせ」にて公表しておりますSmartcon Inc. が提起いたしました損害賠償請求訴訟(以下、「本訴」といいます。)につきまして、2024年6月21日にソウル中央地方裁判所より判決が言い渡され、本日正本を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本訴提起の概要

(1) 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所：ソウル中央地方裁判所

判決年月日：2024年6月21日

(2) 訴訟を提起したもの(原告)

①名称：Smartcon inc.

②住所：大韓民国ソウル市江南区カロスキル 85

③代表者：代表理事 尹 喜重

(3) 訴訟を提起した相手(被告)

①名称：株式会社Iron motors (韓国法人) 他 個人1名

②住所：122 Bongyang-ro, Masanhoewon-gu, Changwon-si, Gyeongsangnam-do,
Republic of Korea

③代表者：代表理事 キム・ミンギョ

2. 判決に至るまでの経緯

Smartcon Inc. は、2023年6月2日付「連結子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれ」で公表し、「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟提起及び仮差押えの決定に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、Iron motors (韓国法人) との間でデジタル商品券の取引を開始いたしました。これは同社担当者の不正取引の可能性のあるものであり、2023年5月までのデジタル商品券に対して取立不能又は取立遅延のおそれが生じているため、同社及び担当者に対して本訴を提起しておりました。

3. 判決の内容

- (1) 被告の個人は原告に 1,216 百万ウォンとこれに対して 2023 年 5 月 9 日から 2024 年 6 月 21 日までの年 5 %の、その翌日から完済する日までは年 12%の各比率で計算した金を支給せよ。
- (2) 被告の株式会社 Iron motors（韓国法人）に対する請求及び被告の個人に対する残りの請求をすべて棄却する。
- (3) 訴訟費用のうち原告と被告の株式会社 Iron motors（韓国法人）の間に生じた部分は原告が負担し、原告と被告の個人との間に生じた部分は被告の個人が負担する
- (4) 第 1 項は仮執行することができる。

4. 今後の見通し

当社といたしましては、本訴の判決に対し、控訴する方向で弁護士と対応を協議しております。また、2024 年 1 月 31 日付「連結子会社における販売費及び一般管理費の計上並びに特別損失の計上に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、回収可能性を検討した上で 64,774 千円の貸倒引当金を繰り入れておりますが、関連訴訟である 2023 年 8 月 14 日付「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟提起に関するお知らせ」の状況も確認しつつ、業績に与える影響を精査し、今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上